

大阪市港区地域福祉計画（改定素案）【概要版】

第1章 港区地域福祉計画の策定にあたって

<p>改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 区の特徴のある地域福祉の取り組みを推進するため平成25年3月に「大阪市港区地域福祉計画」を策定した。 「大阪市港区地域福祉計画」に基づき、平成26年3月までに各小学校下で「港区地域福祉活動計画」（アクションプラン）が策定された。 近年の社会経済状況の変化に伴って、経済的困窮、社会的孤立、虐待の増加など福祉課題のさらなる増大、深刻化が進んだことから、法律や制度が改正されるなど、地域福祉をめぐる環境が大きく変化した。 	<p>計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉をつくるための「理念」と「仕組み」を、港区の実態を踏まえて区独自につくるための計画であり、「港区まちづくりビジョン」を着実に実現するためのもの。 他の保健福祉に関わる計画を推進する共通の仕組みを定めるもの。 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と車の両輪となって地域福祉を推進するもの。 <p>計画期間 平成28年度～30年度までの3年間（状況の変化を踏まえて必要に応じて見直す）</p>
--	--

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

<p>1 高齢化の進展と地域包括支援システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者数の増加が顕著 地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援の必要な人の見守り体制づくりなど、地域福祉の支援体制づくりが重要。 <p>図4-1 高齢者数と高齢化率の推移【大阪市港区】 【各年国勢調査による】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>前期高齢者(65～74歳)</th> <th>後期高齢者(75歳以上)</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年(1995年)</td> <td>7,513</td> <td>3,951</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>平成12年(2000年)</td> <td>9,564</td> <td>5,088</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>平成17年(2005年)</td> <td>10,483</td> <td>6,726</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>平成22年(2010年)</td> <td>11,050</td> <td>8,846</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>平成27年(2015年)</td> <td>11,647</td> <td>10,541</td> <td>26.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年については住民基本台帳数及び外国人登録人口による</p>	年次	前期高齢者(65～74歳)	後期高齢者(75歳以上)	高齢化率	平成7年(1995年)	7,513	3,951	12.8	平成12年(2000年)	9,564	5,088	16.9	平成17年(2005年)	10,483	6,726	20.7	平成22年(2010年)	11,050	8,846	23.4	平成27年(2015年)	11,647	10,541	26.2	<p>2 少子化と子育て家庭の福祉的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化などにより、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増大しており、子育て家庭に対する適切な支援と情報提供が必要。 <p>3 障がい者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるために、障がいのある人ない人の相互理解を、より推進することが重要。 生活関連施設も含めたバリアフリー化を進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいくことが必要。 発達障がいのある子どもを抱え悩んでいる保護者が気軽に相談できる支援体制の構築が必要 <p>図5 障害児者数（大阪市と港区） 【各年国勢調査による】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>知的障害</th> <th>肢体障害</th> <th>発達障害</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年(2005年)</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年(2010年)</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>平成27年(2015年)</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	年次	知的障害	肢体障害	発達障害	その他	平成17年(2005年)	1,000	1,000	1,000	1,000	平成22年(2010年)	1,000	1,000	1,000	1,000	平成27年(2015年)	1,000	1,000	1,000	1,000	<p>4 虐待や社会的孤立の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域には、「閉じこもり」となっている高齢者、介護や育児の負担を1人で抱え込んでいる介護者や養育者など、複合的な課題を抱え、支援を必要とする生活状態にありながらも、社会的に孤立し、適切な支援につながっていない人々が多数存在。 支援につながりにくい状態にある人々に対しては、その人たちのもとへ積極的に出向いて、つながりをつくる取り組みが必要で、また、再び孤立状態に戻ることを防止する取り組みが重要。 高齢者・児童等に対する虐待や、孤立死、セルフネグレクトなど、深刻な福祉課題に対応するためには、迅速な対応、専門相談支援機関との連携が不可欠。 <p>図10-1 高齢者数・児童数（大阪市と港区） 【各年国勢調査による】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>高齢者数</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年(2005年)</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>平成22年(2010年)</td> <td>11,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>平成27年(2015年)</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>	年次	高齢者数	児童数	平成17年(2005年)	10,000	10,000	平成22年(2010年)	11,000	11,000	平成27年(2015年)	12,000	12,000
年次	前期高齢者(65～74歳)	後期高齢者(75歳以上)	高齢化率																																																							
平成7年(1995年)	7,513	3,951	12.8																																																							
平成12年(2000年)	9,564	5,088	16.9																																																							
平成17年(2005年)	10,483	6,726	20.7																																																							
平成22年(2010年)	11,050	8,846	23.4																																																							
平成27年(2015年)	11,647	10,541	26.2																																																							
年次	知的障害	肢体障害	発達障害	その他																																																						
平成17年(2005年)	1,000	1,000	1,000	1,000																																																						
平成22年(2010年)	1,000	1,000	1,000	1,000																																																						
平成27年(2015年)	1,000	1,000	1,000	1,000																																																						
年次	高齢者数	児童数																																																								
平成17年(2005年)	10,000	10,000																																																								
平成22年(2010年)	11,000	11,000																																																								
平成27年(2015年)	12,000	12,000																																																								
<p>5 健康寿命の延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> 港区の男性の寿命は75.9歳、女性は84.3歳と他区と比較して短い現状。 今後、がん検診、特定健康診査の受診率を上げる取り組みが重要。 	<p>6 地域福祉活動の担い手や場所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動の担い手の高齢化が見られるとともに、後継者が不足。 支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、新たな地域活動の担い手を育成する。 	<p>7 地域防災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉的な支援が必要な人々は災害時に弱い立場に置かれがちなため、万一の時にも安全に避難できるよう、地域で支援しあえる仕組みを作る必要がある。 																																																								
<p>8 新たな法律等の施行・改正</p>																																																										
<p>・地域包括ケアシステムの構築</p> <p>介護保険法の改正により、平成29年4月までに予防給付（訪問介護・通所介護）について、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体やNPO等多様な担い手によるサービス提供が求められている。</p> <p>地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。</p>	<p>・子ども・子育て支援施策</p> <p>平成26(2014)年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として作成した「大阪市子ども・子育て支援計画(平成27～31年度)」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進している。</p> <p>・ひとり親家庭等自立支援施策</p> <p>「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(平成27～31年度)」を策定し、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進しています。</p>	<p>・生活困窮者支援施策</p> <p>平成25年12月、生活困窮者自立支援法が可決・成立し、平成27年4月から事業が開始されている。</p> <p>これにより生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことができ、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されている。</p>																																																								

第3章 地域福祉を進めるための基本的な視点

1 「地域福祉」とは 公私協働によるコミュニティの力を活かして、共に生き共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉
2 基本的な考え方 ①人権尊重の考え方 ②住民主体の考え方 ③利用者本位の考え方 ④社会的援護を要する人々への支援の考え方
3 地域福祉の具体化のための視点 ①だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように ②「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として ③地域における人々のつながりの強化を ④地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで ⑤暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように ⑥ビジネス的手法の導入 ⑦担い手の役割と強みを活かした「協働を」

第4章 施策の展開

1 地域の福祉力の向上 ①多様な主体による地域福祉活動の活性化 <ul style="list-style-type: none">各小学校区において策定された「地域福祉活動計画」を推進するため必要な支援を行います。高齢化の進展に伴い、地域の中で介護予防を行っていくことが必要となってきます。サロン活動などを通じ、高齢者が役割や生きがいを持って暮らしていけるような地域づくりをすすめます。 ②地域福祉の担い手の育成 <ul style="list-style-type: none">広く地域住民に対する地域福祉活動への理解を促進するため、子育て支援障がい理解・認知症高齢者理解等の講演会等を開催するとともに、地域福祉活動参画者に向けた研修会や交流会を開催します。 ③いきいきと自分らしく暮らすための支援 <ul style="list-style-type: none">これまで養成してきた運動サポーター等と協働して運動・健康づくり全般の知識の普及、啓発を行い介護予防の機会を増やしていきます。11月を港区健康月間とし、区内の企業や団体、グループ、関係機関などと連携し、多彩なイベントや講座などを開催して幅広い区民の参加を促します。 ④協働による多様なサービスの創出 <ul style="list-style-type: none">地域活動協議会等、地域で福祉活動を行う団体や福祉サービス事業者のほか、NPO、企業、商店街や、ボランティア等の活動主体間の交流や協働を促進するため、互いの活動への参加の呼びかけや情報交換を行う機会と活動成果を発表する場を提供し、これまで対応できなかった支援が効果的に提供できるよう支援します。 ⑤避難行動要支援者への支援 <ul style="list-style-type: none">災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを、自主防災組織をはじめとする地域組織や福祉サービス事業者等と連携して進めます。避難行動要支援者計画を作成し、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、避難支援等関係者となる自主防災組織へ「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の委託を受けた区社協が作成した名簿（本人が自主防災組織等への提供に同意したものに限る）を提供します。	2 地域福祉を支える基盤整備 ①専門的相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none">「見守り相談室」に福祉専門職のワーカーを配置し、要援護者からの相談を待つのではなく、積極的なアウトリーチを行い、適切な支援を行うことで、孤立死等の発生を未然に防ぎます。各制度の狭間に置かれている生活困窮者について、ハローワークによる職業紹介や自立支援相談、中間就労、就労準備支援など、その方の状況に応じて就職活動に対する専門的相談支援を行います。区専属のスクールソーシャルワーカーの区内市立学校園への巡回・派遣と区専属のスクールカウンセラーの区内小学校への派遣を相互に連携して行う教育相談事業を実施することにより、児童・生徒の福祉的課題等の解決を図ります。 ②相談しやすいしくみづくり <ul style="list-style-type: none">虐待や孤立死などの問題が山積する中、各小学校区に地域福祉のコーディネーターを配置し、身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かして見守り体制をつくとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる役割を担います。 ③さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実 <ul style="list-style-type: none">高齢者や障がい者に対する支援については、保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する高齢者虐待防止連絡会議、認知症連絡会議、在宅介護連携推進会議、障がい者自立支援協議会、障がい者虐待防止連絡会議において、情報共有や意見交換、連携のための協議や検討、個別ケース検討会議等を行い、ネットワークの強化や職員のスキルアップを図ります。 ④セーフティネットを支える人材の専門性の確保 ⑤地域福祉推進のための財政基盤の強化 ■成果目標 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合</td><td>44.1%</td><td>60%以上</td></tr></tbody></table>		平成 27 年度	平成 30 年度	「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60%以上	3 権利擁護の推進 ①虐待・DV防止施策の推進 <ul style="list-style-type: none">虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、権利擁護の必要性や権利侵害に関する正しい知識・理解を、市民に身につけてもらい、虐待を発見したときは通告するなどの協力が得られるよう、啓発や通告窓口の周知を行います。介護支援事業者、民生委員等地域役員に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い、事業に携わる職員の知識を深めるとともに、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）、保健福祉センターとの連携を促進します。 ②判断能力の不十分な人々への支援 <ul style="list-style-type: none">徘徊認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」を充実し、医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築することによって、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜査の補完的なものとして、早期発見・保護につなげます。認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行います。 ■成果目標 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 30 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合</td><td>71.1%</td><td>80%以上</td></tr></tbody></table>		平成 27 年度	平成 30 年度	「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	80%以上
	平成 27 年度	平成 30 年度												
「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60%以上												
	平成 27 年度	平成 30 年度												
「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	80%以上												

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1 地域支援システムについて 誰もが住み慣れた地域において、自分らしく健康で安心して暮らし続けられる地域社会（福祉コミュニティ）を実現するためには、総合的な福祉システムを構築することが必要である。 今後、福祉施策・事業を区長自らの権限と責任で実施していくにあたり、地域の実情に応じた区独自のシステムを再構築し、地域の自主的な活動や自由な発想を福祉施策に反映できるようにする。	2 計画の進捗管理と評価 計画を推進するためには、行政、事業者、地域、住民が連携しながらそれぞれの役割をしっかりと果たすことが必要である。各地域において地域福祉アクションプランの実行・評価・見直しを行うとともに、計画に基づく施策や事業の進捗について、区政会議の福祉部会において点検と評価を行い、その成果と課題を明らかにしたうえで必要に応じて見直しを行う。
--	---